

「舞鶴市における障害者就労施設等からの物品等の調達を推進を図るための令和3年度方針」の策定及び令和2年度調達実績のとりまとめについて

地方公共団体等が優先的に障害者就労施設等から物品等を調達するよう努めることが明記された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」（平成25年4月1日施行）に基づき、「舞鶴市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための令和3年度方針」の策定及び令和2年度調達実績のとりまとめをいたしましたので、お知らせいたします。

1. 適用範囲

本市のすべての機関が発注する物品又は役務の調達

2. 障害者就労施設等の範囲

障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設など
（本市では、みずなぎ学園やまいづる福祉会の各施設など）

3. 調達を推進する物品及び役務

食品類、日用品・雑貨類、農作物類、清掃・除草、軽作業、選別作業など

4. 令和3年度調達目標 29,151千円

5. 令和2年度調達実績 28,084千円（目標額28,209千円）

【お問い合わせ先】

障害福祉・国民年金課（担当：島田、山口）

☎0773-66-1033、FAX0773-62-7957